

# 高校生等奨学給付金（国公立）

## 令和2年度 家計急変世帯対象

新型コロナウイルス  
緊急対応

### ◎制度の概要

三重県教育委員会では、保護者等の授業料以外の教育費の負担を支援するため、国公立高等学校等に  
通う高校生等のいる低所得所得世帯を対象に、返済不要の「高校生等奨学給付金」を給付します。

**本案内は、今般の新型コロナウイルス感染症の影響等で、家計急変により保護者等の収入が激減した  
世帯を対象とします。**

### ◎対象となる方……申請日において次の資格をすべて満たす世帯

- 高等学校等就学支援金（高等学校等の授業料に対する支援）の支給を受ける資格を有する高校生等が  
いる世帯（特別支援学校高等部の生徒、児童入所施設入所中の生徒等を除く。）
- 保護者等が三重県内に居住している世帯（保護者等のいずれかが海外に居住している場合は除く。）
- 家計が急変し、保護者等が「道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯」に相当  
すると認められる世帯<sup>※1</sup>（生業扶助受給世帯の方は対象とはなりません。）

※1 所得割合算額の見込が非課税の世帯の例（この例に該当しない場合はお問い合わせください）

世帯の人数	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
世帯の年収見込	2,070,000 円未満	2,216,000 円未満	2,716,000 円未満	3,216,000 円未満	3,704,000 円未満

この場合の年収とは、会社員の場合は総収入、自営業の場合は営業所得をいいます。

### ◎支給決定方法、必要書類

- 家計急変の発生事由を証明する書類等<sup>※2</sup>により、家計急変発生後 1 年間の年収見込額を推計し、家  
計状況を確認のうえ、支給を決定します。

※2(必要書類)

- ① 家計急変の発生事由を証明する書類  
離職票、家計急変による申請理由書（様式は裏面ホームページからダウンロードするか、各学校で  
受け取ってください）等
- ② 家計急変前の収入を証明する書類  
令和2年度課税証明書（保護者等全員分のもの）
- ③ 家計急変後の収入を証明する書類  
会社作成の給与見込、直近の給与明細書、税理士作成証明書類、年間収支見込計算書（自営業の  
方用。様式は裏面ホームページからダウンロードするか、各学校で受け取ってください）等
- ④ 扶養親族分の健康保険証の写し
- ⑤ 保護者等全員分の住民票（申請日前後1か月以内のもの）
- ⑥ 口座振込を希望する通帳の写し

### ◎申請時期……家計急変後、随時（令和3年3月1日まで）

### ◎申請方法

- 上記の資格を全て満たす世帯は、裏面ホームページからダウンロード  
するか、各学校で申請書類を受け取り、記入の上、各証明書類等<sup>※2</sup>  
とともに各学校に提出してください。

・給付は年1回のみ  
・返済は不要  
・給付額は申請受付日  
により変わります

### ◎申請書類提出先……各学校の担当者

（裏面（給付額等）に続く）

## ◎給付額等

- (1) 家計急変世帯対象の給付額は、学校申請受付日、世帯状況により変わります。
- (2) 今般の新型コロナウイルス感染症対策として、家庭でのオンライン学習に係る通信費相当額を追加支給します。ただし、オンライン学習の通信費に係る誓約書を提出していただく必要があります。

### 家計急変世帯対象 給付額 (10月2日以降申請の場合)

(単位:円)

申請書 学校受付日	学校区分・世帯区分別給付額				オンライン 学習通信費 給付額
	全日制・定時制		通信制	専攻科	
	第1子	第2子～			
10/2～11/1	35,000	54,041	15,208	15,208	5,000
11/2～12/1	28,000	43,233	12,166	12,166	4,000
12/2～1/1	21,000	32,425	9,125	9,125	3,000
1/2～2/1	14,000	21,616	6,083	6,083	2,000
2/2～3/1	7,000	10,808	3,041	3,041	1,000

- (3) オンライン学習通信費を申請した場合の給付額は、上記「学校区分・世帯区分別給付額」に「オンライン学習通信費給付額」を加えた金額になります。

(例)

「申請書学校受付日 10/2～11/1」、「全日制 第1子」の場合  
⇒ 給付額は、35,000 + 5,000 = 40,000円 になります。

- (4) 申請のあった指定口座に、審査が終了次第、順次振り込みます。学校に受領を委任した場合には、学校へ直接振り込みます。
- (5) 申請は原則年1回です。ただし、一度申請した際に「世帯の年収見込が基準を超えている」という理由で不支給となった方は、その後、同感染症の影響による家計急変で、世帯年収見込が基準内になる場合は、再度申請可能です。
- (6) 家計急変による給付と、通常申請(7月)による給付は重複して受けられません。

## ◆問い合わせ先

各学校の担当者

または

三重県教育委員会事務局

教育財務課 奨学給付金担当

電話 059-224-2827

詳しくは HP 『三重の教育』を開き、下へスクロールして左側の

 **高校奨学金** をクリック

※私立高等学校等に在籍する生徒の場合、三重県環境生活部私学課 電話 059-224-2161 へお問い合わせください。